

検討会の開催趣旨

令和7年10月
安全政策課

- 相次ぐ操縦士の疲労に起因した事故に対応するため、2011年12月に、国際民間航空機関ICAOにおいて国際標準第6附属書が改正され、航空当局は科学的知見に基づき、運航乗務員及び客室乗務員の疲労を考慮した乗務時間の制限や必要な休養時間などを設定することとなった。
- これを受けて、我が国においても、まず運航乗務員の疲労管理についての検討を進め、2019年3月に「操縦士の疲労管理の考え方」をとりまとめ、同年7月に通達を改正し、運航乗務員の疲労管理制度を導入した。
- 現行の我が国の客室乗務員を対象とした疲労管理基準については、多くの点で諸外国の基準と異なる部分が多く、ICAOガイダンスで求められている事項についての検証も必ずしも十分ではない状況。
- 客室乗務員は、運航中の機内における保安業務等を担う重要な存在であり、将来にわたり航空運送の安全を確保するためには客室乗務員の疲労管理に着目した基準の拡充は重要。
- 一方、より詳細な基準の設定は、航空会社の機材及び路線編成・維持に大きな影響を及ぼすものであり、諸外国間でも基準の内容に異なる部分が大きく、その検討にあたっては十分かつ慎重な検証が必要。
- このため、疲労管理に関する国際動向や我が国の現状を整理するとともに、我が国における具体的な疲労管理基準について議論、検討するための有識者検討会を設置することとする。